

■男性労働者の育児休業取得率等の公表について

公表前事業年度 2025 年 4 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日	
①育児休業等の取得割合 $\frac{\text{期間中に、育児休業等を取得した男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	79%
②育児休業等と育児目的休暇(※)の取得割合 $\frac{\begin{array}{c} \text{期間中に、育児休業等を取得した男性労働者の数} \\ + \\ \text{期間中に、小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者の数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	97%

※育児目的休暇とは

休暇の目的の中に「育児を目的とするもの」であることが就業規則等で明らかにされている休暇制度を指す。

(育児休業や子の看護休暇等の法定制度は除く)

当社の場合、妻の出産休暇による慶弔休暇(出産直前又は出産日の翌日から産後2週間以内に2日取得可)が対象。